

○厚生労働省告示第三百八号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項及び第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月二十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第1の1中(196)を(197)とし、(175)から(195)までを(176)から(196)までとし、(174)の次に次のように加える。

(175) pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）

別表第2の1中(51)を(52)とし、(48)から(50)までを(49)から(51)までとし、(47)の次に次のように加える。

(48) pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）